

舵，シューピース及びラダーホーンに関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編及び CS 編
鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

舵，シューピース及びラダーホーンに関する事項

改正理由

IACS 統一規則 S10 (UR S10) においては，舵，シューピース及びラダーホーン（以下，舵等）の要件が規定されている。一方で，2006 年 4 月に施行されたばら積貨物船のための共通構造規則（CSR-BC）においても舵等の要件が規定されており，これらの内容は一部 UR S10 と異なるものとなっている。

IACS は，すべての船種で UR S10 を適用することができるよう，CSR-BC のみに規定されている舵等の要件を取入れるとともに，舵の溶接及び設計詳細に関する要件並びに代替設計に関する要件等を新たに追加，2015 年 4 月に UR S10 (Rev.4) として採択した。

また，IACS は UR S10 (Rev.4) に対する字句修正を行い，2015 年 12 月に UR S10 (Rev.4, Corr.1) を採択した。

今般，UR S10 (Rev.4) 及び UR S10 (Rev.4, Corr.1) に基づき，関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は以下のとおり。

- (1) ラダーホーンと船体構造との結合部に関する要件を規定した。
- (2) ラダートランクに関する要件を規定した。
- (3) 舵の溶接及び詳細設計に関する要件を規定した。
- (4) 代替設計に関する要件を規定した。
- (5) 切込み部周辺における舵心材の許容応力を改めた。
- (6) 舵板構造と鍛鋼又は鋳鋼の一体型部品との接合部に関する要件を規定した。
- (7) コーンカップリングにおけるキーの寸法，押込み圧力及び押込み長さに関する要件を改めた。
- (8) 舵頭材及びピントルのベアリングに関する要件を改めた。
- (9) 舵頭材を支持するラダートランクを備える C 型舵及び 2 点弾性支持を受ける D 型舵に関する要件を規定した。